

柏原市監査委員告示 第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、財務監査（定期監査）を実施した結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月30日

柏原市監査委員 裏野 榮士  
柏原市監査委員 田中 秀昭

## 監査の結果に関する報告

### 1. 種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく財務監査（定期監査）

なお、本監査は柏原市監査基準に準拠して実施した。

### 2. 対象部署

市民部産業振興課、福祉こども部こども家庭安心課

都市デザイン部交通政策課、教育部文化財課

（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに大阪府知事選挙が令和8年2月8日執行であったため、都市デザイン部交通政策課と教育部文化財課の二課については実施せず）

### 3. 実施期間

令和7年11月25日（火）～令和8年3月19日（木）

### 4. 実施範囲

令和7年度（4月分～9月分）における財務に関する事務の執行状況

※ 補助金関係については令和6年度分とする。

### 5. 監査の方針及び着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかについて、下記の着眼点に基づき監査を実施した。

- ① 収入、支出に関する事務は関係法令に基づき適正に行われているか。
- ② 契約に関する事務は関係法令に基づき適正に行われているか。
- ③ 補助金に関する事務は関係法令に基づき適正に行われているか。
- ④ 公金等の取扱いは適正に行われているか。
- ⑤ 行政文書は適正に管理されているか。

### 6. 監査の実施内容

対象部署の財務に関する事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、対象部署より関係書類及び関係帳票等の提出を求め、これらの照合、確認等を行うとともに、疑義が生じた場合は、対象部署の関係職員から説明を求めた。

### 7. 監査の結果

監査の結果、次のとおり指摘事項等が見受けられた。指摘事項等に対する改善措置の報

告については、地方自治法第199条第14項に基づき、文書にて報告されたい。

#### 【産業振興課】

- 1 柏原市勤労者センター使用許可申請書は、使用料領収の根拠となる書類であり、調定書に申請書の写しを添付することで金額が担保されている。  
しかしながら、調定書に写しの添付がされていないケースと、2重に添付されているケース2件があり不備である。領収金額の根拠書類について、適正な管理をなされたい。
- 2 物品購入の事務手続きにおいて、納品書の日付欄が空欄になっている事例が見受けられ、不備である。適正な事務処理をなされたい。
- 3 柏原市商工会対象の地域小規模事業活性化推進事業補助金における、実績報告精算書類の内、事業所から商工会に提出された中小企業支援関係補助金交付申請書が、対象事業名と金額が記載漏れのまま添付されており、申請・交付金額の根拠が示されていない。適正に記載された写しの添付を求められたい。
- 4 資金前渡口座の預金通帳に、前渡資金以外の現金が入金されている事実がある。前渡資金の管理通帳に市の所有に属さない現金を保管することは、地方自治法第235条の4第2項（債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない）に違反する。資金前渡口座の適切な管理をなされたい。

#### 【こども家庭安心課】

- 1 草刈業務及び駐車場等管理業務の受託業者から提出されている見積書、日報、請書に日付がないものが複数あり不備である。  
支払いの根拠となる書類には発行日若しくは受付日の記載が必要であるので、適正な事務処理をなされたい。
- 2 駐車場等管理業務委託料における件名（委託業務名）が、予算の件名、請求書の件名、請書の件名で相違しており不適正である。  
適正な事務処理をなされたい。
- 3 物品購入の事務手続きにおいて、納品書の日付欄が空欄になっている事例が見受けられ、不備である。適正な事務処理をなされたい。